

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正及び  
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正  
について（施行通知）

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）に定められているところですが、本日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第99号）をもってその一部が改正され、令和6年4月1日から適用されることとなりました。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和6年4月1日から施行することとなりました。

つきましては、貴職におかれましては、下記に御留意の上、遺漏なきよう御対応をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

1 検査方法告示の一部改正

昨今の分析技術を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しが必要とされた検査方法に関する所要の改正を行うこと。

2 局長通知の一部改正

別添2に定めた農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、所要の改正を行うこと。

第2 改正の概要

1 検査方法告示の一部改正

(1) 試薬の調製量に係る規定の改正

各別表において、試薬のうち調製量が定められているものは、各別表に定めるものと同濃度であれば、各別表に定める調製量以上に調製することができるものとしたこと。

(2) 検量線の作成における調製量に係る規定の改正

別表第3、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14、別表第15、別表第17の2、別表第18、別表第18の2、別表第19の2、別表第19の3、別表第20、別表第24、別表第24の2、別表第25、別表第26、別表第27の2、別表第30、別表第36、別

表第 39 及び別表第 41 について、検量線の作成に当たって、調製量を検査機関ごとに自由に設定できることとしたこと。

- (3) 水銀の検査における塩化スズ（Ⅱ）溶液の作製方法に係る規定の改正  
別表第 7 における塩化スズ（Ⅱ）溶液について、保存可能となるよう作製方法を見直し、一定の条件を満たした場合に褐色瓶に入れて保存可能としたこと。
- (4) 水銀の検査における試験操作に係る規定の改正  
別表第 7 における前処理において、希釈した硫酸及び硝酸の使用を認めたこと。
- (5) 試料採取時における残留塩素除去剤の添加に係る規定の改正  
別表第 14、別表第 15、別表第 17、別表第 17 の 2、別表第 27、別表第 27 の 2、別表第 28、別表第 28 の 2 及び別表第 29 における試料に残留塩素が含まれる場合に添加する残留塩素除去剤について、試料量に対する添加割合を明確にしたこと。  
また、別表第 28 及び別表 28 の 2 における採取する試料に残留塩素が含まれている場合に添加する試薬について、アスコルビン酸ナトリウムを追加したこと。
- (6) ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法で用いるバイアルキャップの材質に係る規定の見直し  
別表第 15 及び別表第 26 におけるバイアルキャップの材質について、金属製のものを使用するものとしたこと。
- (7) ねじ口瓶の材質に係る規定の改正  
別表第 17 及び別表第 17 の 2 におけるねじ口瓶について、ガラス製又はポリエチレン製のものを使用するものとしたこと。
- (8) 採水容器の材質に係る規定の改正  
別表第 19、別表第 19 の 2、別表第 19 の 3 及び別表第 30 において規定する採水容器について、ポリエチレン瓶を追加したこと。
- (9) 採水容器の洗浄方法に係る規定の改正  
別表第 19、別表第 19 の 2、別表第 19 の 3、別表第 29 及び別表第 29 の 2 において規定する採水容器の洗浄方法について、アセトンによる洗浄作業を不要としたこと。
- (10) その他所要の改正を行ったこと。

## 2 局長通知の一部改正

パラコートについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値を変更したこと。

## 第 3 適用日

令和 6 年 4 月 1 日から適用すること。